

公益法人定期提出書類 別表 H

公益法人の会計に関する研究会が、平成 28 年度における検討項目を開示しています。その中から気になる項目を抽出し、取り上げます。

公益目的取得財産残額の算定(定期提出書類 別表 H)の見直し

公益認定が取消された場合に備え、毎年度、公益目的取得財産残額を算定・報告させているが、必要性があるのか。見直せないか。

大胆な検討項目です。「毎年度算定しなくてもよいのではないか」という立場ですから。このような意見が出る背景には、別表 H がそもそもわかりにくいことが挙げられます。作成しづらい。見にくい。間違える。立入検査で目にした例でも、間違いが多くありました。

「公益認定の取消が想定され、公益目的取得財産残額を算定する必要性が生じた場合に作成する」という規定に変更してしまうのは、拙速な気がします。まずは、別表 H の様式を簡単なものに変更することが先ではないでしょうか。



別表 H について語ると長くなります。
過去に書いたものをご参考にしてください。

HP「トピックス」へのダイレクト・リンクです。この図解を見ないと理解が進みません。

『**図による完全理解！公益法人定期提出書類 別表 H**』

<http://matsui-jicpa.com/pdf/20131128.pdf>

別表 H。公益法人の定期提出書類中の表です。このわかりにくい表を懇切丁寧に解説しました。

『**公益法人定期提出書類「別表 H」の書き方 完全解説**』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11765990208.html>